

[平成21年 第2回定例会-06月24日-04号]

○議長(潮田智信) 27番、吉沢章子議員。

[吉沢章子登壇、拍手]

◎27番(吉沢章子) 環境委員会に付託となりました諸議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。(資料編35ページ参照)

初めに、議案第61号、川崎市緑化センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。委員会では委員から、川崎市緑化センターの役割について質疑があり、理事者から、川崎市緑化センターの役割は、平成20年4月より、農業技術支援機能が農産物の生産に係る技術の向上を支援するとともに、農業に対する理解と市民の参加を促進し、もって本市農業の発展及び振興に寄与するための川崎市農業技術支援センターへ移管されたことにより、都市緑化植物園としての機能に特化した施設となった。そのため、開園当初からの機能である都市緑化の推進としての都市緑化植物園や緑の普及のための相談所、さらには、市民に憩いの場を提供するなど役割が強化され、都市緑化植物園としての役割を果たしていると考えたとの答弁がありました。

次に委員から、川崎市緑化センターに指定管理者制度を導入するメリットについて質疑があり、理事者から、現在、川崎市緑化センターは、職員4名と非常勤嘱託職員3名の7名が配置され、管理運営を行っている。しかし、指定管理者制度導入後は、職員の増員、弾力的な勤務体制による開園時間の延長及び民間事業者独自の情報収集能力の活用などにより柔軟な対応が行われるため、市民サービスの向上と管理経費の縮減が図れると考えたとの答弁がありました。

次に委員から、川崎市緑化センターの指定管理期間について質疑があり、理事者から、指定管理期間は、安定的な施設の運営及び管理を行うために5年間の指定期間が最適と考えたとの答弁がありました。

次に委員から、川崎市緑化センターの指定管理者として応募する可能性がある事業者について質疑があり、理事者から、川崎市緑化センターの指定管理者制度について問い合わせがあった事業者は、財団法人川崎市公園緑地協会を初め、民間施設管理会社などの5者であるとの答弁がありました。

次に委員から、指定管理者制度導入に伴い、川崎市緑化センターの利用時間を変更した理由について質疑があり、理事者から、利用時間の変更理由は、平成21年3月25日から平成21年4月24日まで行われた川崎市緑化センターの指定管理者制度導入についてのパブリ

ックコメントに、開園時間の延長を希望する意見が寄せられたためであるとの答弁がありました。

次に委員から、川崎市緑化センターの来園者数について質疑があり、理事者から、現在の川崎市緑化センターの出入り口は6カ所あり、正確な来園者数の把握はできていないが、平成20年度の来園者数はおおよそ7万人と推計しているとの答弁がありました。

次に委員から、指定管理者制度導入以降、川崎市緑化センターの各料金体系について質疑があり、理事者から、入園料は、指定管理者制度導入後も現在と同様に無料とすることを考えている。また、川崎市緑化センターで行われる講習については、現在実費負担であり、指定管理者制度導入後も同様に実費のみの負担を考えており、各料金体系については、これまで同様に、無料もしくは実費負担のみと仕様書等に明記していくとの答弁がありました。

次に委員から、本市の緑化推進の先導的役割となる川崎市緑化センターの指定管理者の選定は、慎重を期した選定を行っていただきたいとの意見がありました。委員会では、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第62号、川崎市都市公園条例の一部を改正する等の条例の制定についてであります。委員会では委員から、川崎市等々力緑地中央スポーツ広場条例が廃止され、等々力緑地中央グラウンド及びその周辺が整備されるに至った経緯について質疑があり、理事者から、等々力緑地中央グラウンドの用地は、都市の計画的整備を推進するために、地方公共団体等に対し、公共施設や都市開発のための用地の先行取得資金を貸し付ける等の制度である都市開発資金制度の貸し付けにより取得した。都市開発資金制度の償還が平成16年度に終了した後、都市公園として整備を進めることに伴い、地域の団体やスポーツ団体などから構成される等々力緑地中央グラウンド周辺基本計画図策定検討委員会を設置した。この検討委員会において、一般開放を主な目的とした多目的広場を設置すべきとの意見が数多く示されたことにより、第1・第2運動広場の2面を多目的広場及び運動広場、さらには補助競技場を含め、平成17年度から平成20年度の4年間の期間で施設整備を行ってきたものである。なお、この施設整備完了に伴い、川崎市等々力緑地中央スポーツ広場条例を廃止し、川崎市都市公園条例としての公園に位置づけるものであるとの答弁がありました。

次に委員から、平成16年度に設けられた等々力緑地中央グラウンド周辺基本計画図策定検討委員会の構成団体について質疑があり、理事者から、検討委員会の構成団体は、中原区町内会連絡協議会、中原区まちづくり推進委員会、中原区体育指導委員会、川崎市陸上競技協会、川崎野球協会、川崎市サッカー協会、川崎市ラグビーフットボール協会、川崎市ソフトボール協会、旧小杉地区緑化推進重点地区計画検討会、中原区子ども会連盟及び中原区老人クラブ連合会の11団体、24名であるとの答弁がありました。

次に委員から、等々力中央グラウンドの利用方法は、等々力緑地中央グラウンド周辺基本計画図策定検討委員会において検討されたが、等々力緑地再編整備方針の策定を待たずに、本議案を提案し条例改正となる理由について質疑があり、理事者から、平成16年度に等々力緑地中央グラウンド周辺基本計画図策定検討委員会を設置した理由は、等々力中央グラウンドは具体的な土地利用の決定がなされていなかったが、防災緑地緊急整備事業としての早急な整備が必要であったためである。また、本来の都市公園法のもとで管理されるのが望ましく、施設整備や諸条件が整い次第、条例整備を行うためであるとの答弁がありました。

次に委員から、等々力緑地中央グラウンド周辺基本計画図策定検討委員会の検討の内容と整備期間の短縮の経緯について質疑があり、理事者から、検討委員会は、3つの部会に分かれ、それぞれが検討を行い、等々力緑地中央グラウンド実施設計を策定した。また、補助競技場の整備期間は当初2年間での整備を予定していたが、全日本陸上選手権等の開催が決定したため、1年間に整備期間が短縮されたとの答弁がありました。

次に委員から、等々力緑地中央グラウンド周辺基本計画図策定検討委員会と議会との関係について質疑があり、理事者から、検討委員会は市民グループが主体となった会議のため、議員を初めとする議会関係者は検討委員会に参画していないとの答弁がありました。

次に委員から、等々力中央グラウンド整備費用の財源構成について質疑があり、理事者から、整備費用の財源構成は、補助競技場及び運動広場については市費と国庫補助金を加えての整備である。また、多目的広場については市費のみの費用で整備を行っているとの答弁がありました。

次に委員から、等々力中央グラウンドの予約方法について質疑があり、理事者から、等々力中央グラウンドの各施設の予約方法は、運動広場はふれあいネットを利用しての予約となるが、大会等の開催による運動広場及び多目的広場の2面使用の予約については、教育委員会が主催となり各団体で構成される市全体の年間日程調整会議で予約を行うこととなるとの答弁がありました。

そこで委員から、多目的広場のみの予約方法について質疑があり、理事者から、多目的広場のみの予約はできず、運動広場及び多目的広場の2面使用での予約のみとなるとの答弁がありました。

そこで委員から、多目的広場のみの予約ができない理由について質疑があり、理事者から、多目的広場は一般開放が主な目的であり、検討委員会においても広く市民が利用できる一般開放の広場として位置づけることがふさわしいとの意見から、多目的広場のみの予約利用はできないこととしたものであるとの答弁がありました。

次に委員から、野球場として多目的広場を使用する可能性について質疑があり、理事者

から、多目的広場において野球をすることは可能であると考えたとの答弁がありました。

そこで委員から、多目的広場を野球場として使用する場合の手続方法について質疑があり、理事者から、多目的広場を野球場として使用する場合は、川崎市都市公園条例第3条により公園管理者の許可が必要となり、年間日程調整会議において運動広場及び多目的広場の2面を予約し、所定の手続を行うこととなるとの答弁がありました。

次に委員から、多目的広場を大会等で使用する頻度について質疑があり、理事者から、多目的広場を大会等で優先的に使用する頻度は、年間日程調整会議で協議される大会等の回数にもよるが、土曜日と日曜日に使用する回数が多くなってしまっているのが現状であるとの答弁がありました。

次に委員から、多目的広場を優先的に使用する主な目的について質疑があり、理事者から、多目的広場を使用する主な目的は、市内中学校総体、子ども会連盟主催の少年野球大会及び少年サッカー大会等が主な目的であるとの答弁がありました。

次に委員から、多目的広場が大会等で優先的に使用される日時の広報の方法について質疑があり、理事者から、多目的広場が一般開放されない日時の広報の方法は、年間日程調整会議で決定した日時を、等々力中央グラウンドの掲示板等を活用して年度当初に年間計画を周知していき、さらには、インターネット等を活用した広報に努めていきたいとの答弁がありました。

次に委員から、多目的広場に野球のマウンドを設置する可能性について質疑があり、理事者から、多目的広場に野球のマウンドを設置することは、等々力緑地中央グラウンド周辺基本計画図策定検討委員会においても検討はされたが、ほかの行事で多目的広場を優先的に使用する場合に障害となる可能性があるため、最終的にバックネット等の設置のみとなったもので、今後もマウンドを設置する予定はないとの答弁がありました。

次に委員から、多目的広場においてノシバを選定した経緯について質疑があり、理事者から、多目的広場は、野球場専用グラウンドとして設置したものではなく、一般開放を目的とした多目的広場のため、通常の野球場で使用されるコウライシバではなく、踏圧やすり切れに強く、維持管理費のかからないノシバを選定したものであるとの答弁がありました。

次に委員から、サッカー場を備えた補助競技場及び野球場である運動広場から、ボールの飛び込み等に対する多目的広場の安全確保策について質疑があり、理事者から、安全性については、球場間の距離もあり、ある程度確保される。今後も広報等を行い、利用者の安全配慮について周知に努めていきたい。また、利用状況等を検証した上で、改善できるところについては改善をしていきたいとの答弁がありました。

次に委員から、等々力中央グラウンド周辺の夜間の防犯対策について質疑があり、理事者から、夜間の防犯対策については、等々力中央グラウンドは照明施設が容易に設置できるよう設計されており、今後、照明施設等を設置するなどの検討を行っていききたいとの答弁がありました。

次に委員から、等々力緑地内の別の場所に多目的広場等の設置の可能性について質疑があり、理事者から、さらなる多目的広場等の設置は、都市公園法により、都市公園の敷地面積に占める運動施設の割合の上限が50%と制限されているため、等々力緑地の全体計画の中で再検討をしていききたいとの答弁がありました。

そこで委員から、等々力緑地の敷地面積に占める運動施設の具体的な割合について質疑があり、理事者から、等々力緑地の敷地面積は、等々力中央グラウンドが編入されることにより36.6ヘクタールとなり、その占める運動施設の割合は44.3%であるが、本議案が可決された場合は、多目的広場が運動施設から除外され41.7%となるとの答弁がありました。

そこで委員から、等々力緑地内においては多目的広場の設置可能な敷地が数多く現存していると考えられるので、さらなる検討を要望したいとの意見がありました。

次に委員から、等々力中央グラウンドでの供用時間の設定理由について質疑があり、理事者から、等々力中央グラウンドの供用時間は従来の利用状況と特に変更がなく、日照時間を考慮し設定しているとの答弁がありました。

次に委員から、等々力中央グラウンドの供用時間の拡大の可能性について質疑があり、理事者から、供用時間は、これまで中央スポーツ広場として利用されていた経緯と施設管理のため、日照時間を考慮し設定されている。しかし、早朝の利用にも対応できるよう供用時間を検討していききたいとの答弁がありました。

次に委員から、川崎市等々力水処理センターの上部利用の可能性について質疑があり、理事者から、川崎市等々力水処理センターの上部利用については、施設整備工事が終了していないため、上部利用が可能となるには時間を要すると思われるとの答弁がありました。

次に委員から、本議案と等々力緑地再編整備方針との整合性について質疑があり、理事者から、等々力緑地再編整備方針は、ことし5月29日に公表され、等々力緑地全体のあり方や緑地内施設の再編整備について幅広い検討を進めていくための方針である。等々力中央グラウンドについても、利用状況を検証した上で、等々力緑地再編整備検討委員会において検討をしていききたいとの答弁がありました。

次に委員から、等々力緑地再編整備方針における等々力中央グラウンドの位置づけについて質疑があり、理事者から、等々力緑地再編整備方針は、市内の人口増加に伴い、公園やスポーツ施設の面積は脆弱になっていく中で、行政として市民が憩える公園を確保しつ

つ、スポーツ振興の推進等も含めた緑地全体のあり方を検討する必要がある、再編整備には長い年月が必要となると考えられる。そのため、等々力中央グラウンドにおいては、短期的な課題を受けとめ、整備をする必要があった。今後は、等々力緑地再編整備方針の中で検討を行い、見直しが必要なものは見直しがなされ、整備されていくものと考えているとの答弁がありました。

次に委員から、等々力緑地再編整備検討の具体的スケジュールについて質疑があり、理事者から、具体的スケジュールは、去る5月29日に再編整備方針が公表され、8月ごろに再編整備基本構想、その後、再編整備基本計画素案を公表し、パブリックコメントを実施する。その後、平成21年度内には再編整備基本計画の公表を行い、平成22年度に再編整備実行計画を公表していきたいとの答弁がありました。

次に委員から、市民意見は必ずしも1つではないので、行政は市域全体を見て計画を策定する必要があり、等々力緑地の計画においては、課題を整理し、十分な検証をすることを要望するとの意見がありました。

次に委員から、今後さまざまな事業の検討が行われていくと思うが、議会への報告と議会での審議経過や出された意見、要望についても反映されるよう強く要望するとの意見がありました。

次に委員から、等々力緑地には、とどろきアリーナ前の催し物広場など芝生化すべきところは多くあると考えられるので、等々力緑地再編整備方針の中でさらに検討することを要望するとの意見がありました。

次に委員長から、議会議員は市民の信託を受けており、その議員で構成される議会及び委員会の審議を重く受けとめ、施策に反映されることを強く求めるとの意見がありました。

委員会では、まず、議案第62号について採決したところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号に対する附帯決議案の内容である「1 等々力緑地中央グラウンドの多目的広場等の供用に当たり、利用者の安全が確保されるように配慮すること。2 多目的広場の市民利用の範囲について、スポーツに親しむ市民の利用に配慮すること。3 現在、等々力緑地再編整備計画を進めているが、等々力緑地の全体計画に鑑み、等々力緑地中央グラウンドの施設の利用のあり方について再検討すること。4 公園施設利用者の利便性を向上させるため、公園施設の供用時間の見直しを進めること」を協議したところ、委員から、等々力緑地再編整備の検討を重ねている中で、先行して本議案が提出されており、違和感を感じずにはいられないが、附帯決議案を重く受けとめていただき、等々力緑地再編整備計画において、等々力中央グラウンドの利用のあり方について再検討することを望むものである附帯決議案は賛成するとの意見がありました。

次に委員から、附帯決議案は、多目的広場等の安全性や運動広場の利便性の向上が確保できる内容なので賛成するとの意見がありました。委員会では、議案第62号に対する附帯決議案を全会一致をもって付すべきものと決しました。

次は、議案第76号、訴訟上の和解についてであります。委員会では、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、環境委員会の報告を終わります。(拍手)